

あば落合川小水力発電事業化プロジェクト

業務委託に関する企画提案公募要項

1. 目的

この要項は、合同会社あば村（以下、「発注者」という。）が、「あば落合川小水力発電事業化プロジェクト」を実施するにあたり、委託先事業者を選定するための企画提案の募集について必要な事項を定める。

2. 業務内容

委託しようとする業務の内容は別添「あば落合川小水力発電事業化プロジェクト提案仕様書」（以下、「仕様書」という。）の通りとする。

3. 公募方法

今回の公募に係る周知は合同会社あば村ホームページによって行う。

4. 参加資格

企画提案に参加できる者は、次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 本事業を効率的かつ適切に実施できる体制を備えた法人であること。
- (2) 地域における小水力発電のポテンシャル調査など、国・地方公共団体や地域団体が実施する同種の活動実績を有する法人であること。
- (3) 過去3年以内に下記のいずれにも該当しない法人であること。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動を標榜するゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずるもの。
 - ② 一般競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した。
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた。
 - ④ 工事の監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた。
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった。
 - ⑥ ①～⑤のいずれかに過去3年以内に該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した。

5. 企画提案の方法

(1) 提出書類

企画提案に係る提出書類は以下のとおりとする。様式は全て任意とし、提案者が適宜作成することとする。

① 企画提案書

- ・企画提案書の形式は、A4 縦長サイズの用紙に横書き（両面印刷および A3 横長サイズ 3 つ折り可）で 20 枚以内とする。
- ・企画提案書には実施体制および実施スケジュールを明記すること。

② 見積書

・各業務を行うための概算費用算出根拠を記載した見積書。

(但し、業務委託料の上限は仕様書の通りとする。)

③ 提案法人の概要資料

・会社案内など提案法人の概要を説明する資料

④ 業務の実施体制資料

・本業務に関わる統括責任者又は、主任研究員の氏名、所属、経歴、実績、資格等

・本業務に関わる研究員、技師、作業員等の氏名、所属、経歴、実績、資格等

⑤ 実績資料

・提案法人が過去に実施した類似の活動に関する実績が分かる資料

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 平成26年9月12日(金)

(4) 提出方法 郵送又は持参による

6. 企画提案に係る質問等

企画提案に関する質問は次の方法により、文書(様式任意)にて行うこととする。

(1) 提出期限 平成26年9月9日(火)

(2) 提出方法 ファックス又は電子メールによる。

(3) 回 答 質問への回答は取りまとめのうえ、9月10日(水)以降に合同会社あば村ホームページによって行う。

7. 担当窓口・提出先

〒709-3951

岡山県津山市阿波1220番地

合同会社あば村

電話 0868-46-2002 ファックス 0868-46-2140

電子メール info@abamura.com

8. 審査

(1) 審査は一次審査の書類選考と、二次審査のヒアリングにより実施する。但し、応募件数が1件の場合は書類選考のみとすることがある。

(2) 審査基準は添付「あば落合川小水力発電事業化プロジェクト評価基準」に定める。

(3) 審査後、委託候補事業者と協議を行い、別紙契約書案により契約を締結する。

(4) (3)の協議が整わない場合には、次点の団体を委託候補事業者とする。

9. 企画提案書の取り扱い

(1) 提出された企画提案書は返却しない。

(2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。

(4) 前号の規定により公表する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。

10. その他

- (1) この要項は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。
- (2) この要項は、委託業務の完了した時点でその効力を失う。

あば落合川小水力発電事業化プロジェクト提案仕様書

1. 委託業務の目的

本事業は、津山市阿波地区の農林業の活性化、地域活性化につなげるべく、関係団体と地域住民が協力して小水力発電の事業化を行うための調査である。

津山市阿波地区（旧阿波村）は、岡山県津山市の北東部にある住民約 570 名の農業と林業が主産業の集落である。この地域は過疎化・少子高齢化が進んでおり、多くの問題を抱えているが、これら問題を解決するために住民が積極的に行動を起こしている地域でもある。地域では NPO 法人が EV（電気自動車）による過疎地有償運送サービスを行い、集落に 1 つしかないガソリンスタンドが撤退したため、その後のガソリンスタンド継続のために住民が中心となって合同会社を立ち上げており、また木の駅プロジェクトなども展開している。さらに農林産品のブランディング、6 次産業化にも積極的に取り組んでいる。

本事業では、これまでの予備調査で小水力発電の適地であると判断された阿波地区の落合川での小水力発電事業の事業化に向けて実際の事業開始までに必要な調査を行うことを目的とする。

2. 委託期間

契約の日 ～ 平成 29 年 3 月 15 日

3. 委託業務の内容

上記の目的を達成するため、以下の調査を実施する。調査委託先は、本調査に際して、全体の進捗管理、住民の合意形成のためのワークショップ等の開催補助、候補地点の流況調査、機器選定、金融手法の調査等を行う。事業主体の合同会社あば村と協力し、発電事業の具体化に向けて、必要な調査・検討を行う。調査委託先は、調査全般を推進するとともに、委託された調査の経費管理を行うほか、報告書の作成を行う。

(1) 開発計画検討

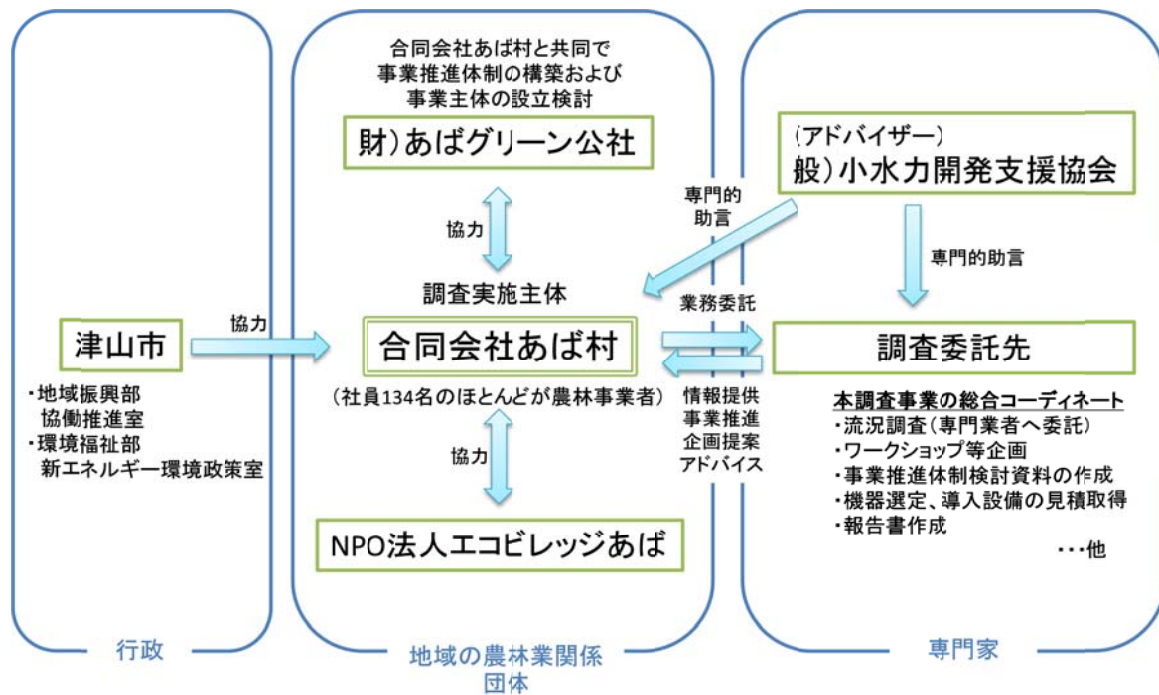
- ① 発電地点選定、現地調査
- ② 流量調査
- ③ 発電計画概要作成
- ④ 最適発電規模選定
- ⑤ 概略設計、概算工事費の算出
- ⑥ 権利関係（土地所有・水利関係）、許認可の手続きについての確認

(2) 事業主体、地域の合意形成

- ① 事業計画概略の作成と説明
- ② 地域の要望に応じた勉強会・ワークショップ等の開催
- ③ 費用の調達方法検討（資料作成、可能性検討）

(3) 詳細計画

- ① 概要設計に基づき、見積の取得・折衝・業者選定
- ② 見積に基づき、事業計画の具体化
- ③ 許認可申請
- ④ 地域還元、農林業の活性化のための利益活用について具体的な方法のとりまとめ



4. 納入成果物

(1) 報告書及び概要版 各3部

報告書については、事業内容、調査により得られたデータ、目標の達成状況、収支報告、今後の事業展開(案)を含むこととする。

(2) 作業上作成した資料 1部

(3) 上記(1)、(2)の資料を電子化したもの(CD-ROM 又は DVD) 各1枚

5. 委託料

平成26年度は5,270,000円(税込)以内、平成27年度は4,309,000円(税込)以内、平成28年度は4,400,000円(税込)以内とする。

6. その他

本プロジェクトは農林水産省「平成26年度農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業のうち農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業」の採択を受けて実施するため、契約は年度ごとに更新とする。現段階において次年度以降の予算が確保されているものではない。

以上